

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1035号)

平成24年3月23日

横情審答申第1035号

平成24年3月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年2月3日市市情第1247号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「「答申についての異議申立書」等と題する文書について（平成20年11月
11日市市情第1038号）（職員の氏名・所属）」の非開示決定に対する異議申
立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「答申についての異議申立書」等と題する文書について（平成20年11月11日市市情第1038号）（職員の氏名・所属）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「答申についての異議申立書」等と題する文書について（平成20年11月11日市市情第1038号）（職員の氏名・所属）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年11月9日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 市民活力推進局総務部市民情報室（当時。現在の市民局総務部市民情報室。以下「市民情報室」という。）は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の事務局として審査会の審議が円滑に進むように必要なサポート等を行っている。
- (2) 本件請求は、開示請求書の記載から、平成20年10月27日に審査会の会長あてに提出された「審査会答申（答申第557号）についての異議申立書・質問申立書」（以下「答申についての異議申立書」という。）の処理に関わった職員の氏名及び所属が分かる文書であると解した。答申についての異議申立書の事務処理については事務局のみで行っている。

当該職員の氏名及び所属については、答申についての異議申立書を供覧した文書に記載されるため、本件申立文書を対象行政文書として特定した。

- (3) 横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）では、外部から収受した文書等の上司への供覧について定めている。供覧が済んだ文書は整

理・活用及び保存される。供覧文書の保存期間は、文書管理規則第10条第4項に基づく行政文書分類表（共通又は課等別）（以下「行政文書分類表」という。）に定められている。

- (4) 本件申立文書は、平成20年11月に作成した供覧文書であり、市民情報室の行政文書分類表により不服申立受付等関係書類に分類され、保存期間は1年である。そのため、作成した日の属する年度の翌年度である平成21年4月1日を起算日として、1年を経過した平成22年度の文書廃棄時に保存期間経過により廃棄した。

したがって、本件申立文書は、保有しておらず、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件申立文書は、平成20年度に作成した供覧文書であり、行政文書分類表に基づき保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないためという理由で非開示になっている。

ところが、申立人が答申についての異議申立書を審査会の会長あてに提出し、その文書の調査や検討を行った審査会の委員の氏名について情報開示請求を行ったところ、「審査会は、調査、検討を行っていない。」という理由で非開示になった。

したがって、非開示理由が矛盾しており、答申についての異議申立書について市当局は何ら調査や検討も行っておらず、申立人に連絡もなく一方的に廃棄したものであるため釈明を求める。

また、申立人の情報開示請求に関わった市当局職員の氏名が不詳であるという理由は奇弁である。本件処分に係る非開示決定通知書は、有印虚偽記載の公文書であるといわざるを得ない。

- (3) なお、市当局は、その犯罪行為を隠蔽するために、本件請求の非開示決定通知書の文書番号と本件請求と関連する非開示決定通知書の文書番号を同一番号で記載した。これも犯罪行為といわざるを得ないため、その理由についても釈明を求める。

以上のことから、申立人が情報開示請求を行っている内部文書は存在するものと考えられる。

5 審査会の判断

(1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求に対する非開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づく異議申立てが提起された場合に、決定を行うべき実施機関からの諮問を受け、第三者としての立場から当該行政文書の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う合議制の機関である。

実施機関は、異議申立てに対する決定を行うに当たっては原則として審査会に諮問を行い、審査会の答申を尊重して決定等を行わなければならないこととされている（条例第19条）。實際上、実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている。

答申は、行政不服審査法に規定する不服申立ての対象となる処分等には該当しないため、答申に対して不服申立てを行うことはできない。また、審査会に対する質問の申立てができる制度はない。

なお、市民情報室は審査会の事務局として審査会の審議が円滑に進むように必要なサポート等を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が答申第557号についての異議や質問を審査会の会長へ申し立てた文書を、審査会の事務局である市民情報室が供覧処理した文書である。

実施機関は、供覧に係る事務処理は審査会の事務局として市民情報室が行い、当該文書は平成20年11月に課内で供覧したと説明している。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、答申についての異議申立書の処理に関わった職員の氏名及び所属が分かる文書として、課内で供覧した本件申立文書を特定しているが、当該文書については平成20年度に作成した文書であり、保存期間1年経過により廃棄済のため、保有していないと説明している。

また、実施機関は、本件請求から諮問までが一連でなされている関連案件の非開示理由説明書において、申立人から答申に対しての異議や質問を申し立てる文書が提出されること等が多数繰り返されていたため、平成20年6月に今後同趣旨の申立て等をしても回答しないと申立人に通知したと説明している。さらに、それ以降申立人から同趣旨の文書が提出されても回答していないとのことである。

イ 当審査会において市民情報室の平成20年度の行政文書分類表を見分したところ、

「不服申立受付等関係書類（保存期間1年）」との分類を確認した。また、平成20年6月に今後同趣旨の申立て等をしてもしも回答しないと申立人に通知した以降回答していないという実施機関の説明は、答申に対して異議申立てを行うことはできないこと、審査会に対する質問の申立てができる制度はないこと及び実施機関の申立人に対する対応の経緯からすると、不合理とはいえない。

ウ したがって、保存期間経過により廃棄済みのため、本件申立文書は保有していないという実施機関の説明に不自然な点はなく、また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情は認められない。

(4) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年2月3日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年2月14日 (第185回第二部会) 平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・諮問の報告
平成23年3月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年3月4日 (第115回第三部会)	・諮問の報告
平成23年10月28日 (第201回第二部会)	・審議
平成23年12月9日 (第204回第二部会)	・審議
平成24年1月27日 (第206回第二部会)	・審議
平成24年2月10日 (第207回第二部会)	・審議
平成24年2月24日 (第208回第二部会)	・審議